

# 平成23年度事業計画

## I 活動の基本方針

1. 県内単位会の新公益法人制度への対応を最重要課題と位置付け、公益認定等委員会の「ガイドライン」に基づき、早期の認定に向け、平成23年度より公益社団法人となった船橋法人会を先例とし、そのノウハウを連携強化により取得し公益社団法人を目指す単位会への伝達に鋭意努める。  
なお、引き続き組織・財政基盤の再構築を図るとともに、事業活動においては、共益部門の充実も公益認定のための各種施策の中で最大限図れるように留意する。  
また、法人会活動の中で重要な「支部・部会活動」の活性化が損なわれることがないよう県法連として努力し、前述の新公益法人制度への対応を常に意識しながら、以下に掲げる諸施策に取り組む。
2. 県内単位会、東京国税局管内法人会連合協議会、公益財団法人全国法人会総連合と密接な連携を保ちつつ組織の拡充と会員の積極的な啓発を支援し研修内容の充実と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する事業活動の推進に努める。
3. 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所が被災し計画停電、放射性物質の飛散等に起因する消費者マインドの急速な低下に影響を受ける県内会員各位の実情を機会あるごとに全法連を通じて政府・中央省庁へ伝達し、有効な政策立案の一助とする。

## II 主な事業計画

### 1. 公益目的事業の推進

#### (1) 税制改正の提言

東日本大震災により、中小企業を取り巻く環境は更に厳しくなっており、復興への財源確保等深刻な財政事情の下、今後の復興と経済成長の両面を見据えた歳入・歳出改革が避けられない重要課題となっている。

このため、本年度も中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして国難の中、被災地の復興も含めたわが国の将来を展望する建設的な提言に努める。

イ. 「税を考える週間」行事等について事業費の一部を補助する。

ロ. 平成24年度税制改正要望事項を千葉県内選出の国会議員並びに自治体の首長・議長に対して積極的にその実現に向け要望する。

ハ. 全法連が行なう全国大会及び税制委員セミナー等に積極的に参加する。

#### (2) 社会貢献・税の啓発活動の充実

イ. 地域社会との「共生」を目指し多彩な活動が展開されている社会貢献活動については、引き続き「公益性」をより一層高めることに留意し、地域の実情に即した活動を展開する県内単位会を支援する。

ロ. 特に税の啓発・租税教育については、全国統一の活動のために全法連が作成したマンガ本及び租税教育用教材等を活用し、その充実を図ると共に県内単位会の租税教育

推進協議会への加盟を地域の実態に合わせ取り組む。

### (3) e-Tax・eLTAXの利用促進

平成23年度の「e-Tax・eLTAX」の利用目標達成に向け、今年度も県内会員企業の法人及び個人へ、その周知・利用の促進を働きかけるため、各単位会の平成23年度事業計画として取り組むよう昨年度に引き続き要請する。

また、各単位会の「e-Tax」による申告納税業務の取り組みに、県法連として積極的な役割を果たすこととする。

### (4) 研修活動の充実

研修活動は会員の自己啓発を支援するための事業であると共に、新公益法人制度を踏まえ、より一層「公益性」を高めるために、会員企業の研修のみならず一般市民を対象にした研修・講演会の開催も検討し、次により一層の充実を図る。

- イ. 講師・教材の斡旋等により単位会の研修活動を支援するとともに、役職員を対象とした研修会の充実など、県法連にふさわしい研修活動の推進に努める。
- ロ. 経済の構造変化や昨今の情報化の進展により、多様化する会員のニーズを踏まえて研修内容の充実を図るとともに、単位会本部研修を柱としつつ、支部・部会研修を効果的に実施することにより、研修参加人員の増大を図る。
- ハ. 全法連主催の各種セミナー等に積極的に参加する。
- ニ. その他、税務・経営・経済等に関する講演会・研修会の開催も会員、一般に向けた内容を適宜立案し情報提供の強化に努める。

### (5) 広報活動の充実

新公益法人制度を踏まえ、広く一般市民に対し税の啓発に資する税務知識の普及、納税意識の高揚等、税務行政への協力のための広報活動を積極的に展開し、会員増強及び組織強化に関する広報活動についてもその充実強化に努めると共に法人会のイメージアップ並びに知名度向上等を図るため、市中新聞、ポスター等を通じて、PR活動に努める。

なお、インターネットによるホームページの活用については、情報化時代の広報として重要性を増していることから、法人会の広報活動の大きな柱として更に普及・充実を図る。

### (6) 関連機関との連携強化

主務官庁である東京国税局並びに千葉県税理士会との連絡協議会の開催、あるいは県青色申告会連合会及び県納税貯蓄組合総連合等関係団体との連絡協調を一層密にするよう努力する。

また、公益認定に向け千葉県総務部政策法務課公益法人室と緊密に連絡を図り、情報収集に努力する。

## 2. 組織・財政基盤の確立

### (1) 組織の充実・強化

- イ. 組織の見直し  
新公益法人制度に対応するため県法連・単位会のあり方について模索する。
- ロ. 会員増強  
当面は、4万3千社会員数と加入率50%台の回復と堅持に努める。

なお、「会員増強統一月間」運動は9月から12月の4か月間として、積極的な会員増強を図るとともに会員の退会防止に努めることにより、会員数を堅持すると共に財政基盤の確立に努める。

- (イ) 「会員増強統一月間」運動の実施。
- (ロ) 「年間会員増強」運動の実施。
- (ハ) 福利厚生制度取扱会社及び関係機関との連携強化による会員増強の推進。
- (ニ) 法人会入会勧奨に関する資料の作成及び配布。
- (ホ) 全法連資料の収集及び活用。
- (ヘ) その他、会員増強に関する事業。

#### ハ. 組織強化

各法人会活動の基盤である組織の確立強化を支援すると共に、併せて青年部会及び女性部会の育成強化に努め、もって法人会組織活動の円滑な推進に資する。

- (イ) 法人会組織活動の充実強化に関する助成。
- (ロ) 組織強化に関する全法連資料及び情報の収集。
- (ハ) その他、組織強化に関する事業。

#### ニ. 支部組織の充実

単位会における支部組織（支部・地区等）は、会員の声を吸収しつつ、会員や地域に密着した活動、さらには会員増強運動を展開するために不可欠である。

このため、中長期的指針としての「支部組織のあり方」に基づき、支部組織のより一層の充実を図る。

#### ホ. 青年・女性部会活動の充実

- (イ) 青年部会連絡協議会では、「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」を引き続き推進する。

また、新公益法人制度を踏まえ、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」のより積極的な展開を図る。

更に、青年部会相互の「情報の共有化」については、その具体的な施策を講じることによって、県内の部会活動の活性化を図ることとする。

- (ロ) 女性部会連絡協議会では、「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

また、公益法人制度を踏まえ、租税教育をはじめとする税の啓発活動を積極的に進め、全法連女性連協の絵はがきコンクールエントリー部会を鋭意支援する。

## (2) 諸会議の開催

- イ. 通常総会の開催
- ロ. 理事会の開催
- ハ. 総務委員会の開催
- ニ. 組織委員会の開催
- ホ. 税制委員会の開催
- ヘ. 広報委員会の開催
- ト. 研修委員会の開催
- チ. 厚生委員会の開催
- リ. 青年部会連絡協議会の開催
- ヌ. 女性部会連絡協議会の開催

- ル. 事務局長会議の開催
- ヲ. その他必要に応じた迅速な会議の開催

### (3) 福利厚生制度の推進

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き全法連福利厚生制度取扱三社である大同生命保険株式会社、AIU保険会社、アメリカンファミリー生命保険会社及び三井住友海上火災保険株式会社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、重点推進制度を中心とした活動を展開する。特に、福利厚生制度の中核を占める経営者大型総合保障制度が本年度創設40周年を迎えるに当たり、制度推進のために行うキャンペーンに積極的に協力する。

なお、全法連では、新公益法人制度を踏まえ、福利厚生制度のあり方や内容について抜本的な見直しを行う予定であるので、連絡協調を密にし、その方針を見守ることとする。

- イ. 各種福利厚生制度の普及・推進。
- ロ. 福利厚生制度推進連絡協議会（県連）の開催
- ハ. 福利厚生制度推進連絡協議会（単位会）の開催
- ニ. 法人会事務局職員全法連共済制度の活用

## 3. 事務運営体制の確立

### (1) IT化時代への対応と情報公開の拡充

県内単位会のインターネット接続環境も整い、全法連が主体となった「法人会ネットワーク」の推進によるIT化時代に対応したより強固な情報ネットワークの構築を目指すとともに、全単位会が出来るだけ早期にホームページを開設し、新公益法人制度を踏まえたインターネットによる情報公開の実施が可能となるよう支援する。

また、引き続き個人情報保護法に基づき個人情報の管理の徹底を図り、一般市民に対する会活動のPRや、「税」をはじめとする様々な情報を発信することに努める。

### (2) 適切な会計処理と法令順守の一層の強化

新公益法人制度に伴い全法連の主導により導入された「PCA会計ソフト」を活用し、引き続き適正な会計処理が可能となるよう準備し、法令を順守した会務の運営に努める。